

ベストインシュアランス

高齢者対応に関するルール

高齢者に対する保険募集においては、一般の健常者に対する募集行為と同等に行うのではなく、適切かつ十分に説明を行なう必要があるため「高齢者対応に関するルール」を以下の通り定めます。

高齢者に対する保険募集に関しては、当ルールを遵守して適切に募集を行います。

1. 高齢者の定義

男女問わず、満年齢が70歳以上の方を高齢者とする。

2. 高齢者の確認作業

高齢者を明確に把握するため、個人および個人事業主の契約申込書には必ず生年月日を記載し、年齢を確認する。

3. 高齢者に対する募集行為は、原則全件対面とし電話継続は禁止とする。

【例外規定】ご契約者様より電話継続を希望された場合に限り可とする。

但し、複数回（2回以上）の連絡を行い、その対応内容を「高齢者対応記録票」に詳細に記載し、契約手続き後に拠点責任者へ提出する。

4. 募集行為に当たっては、必ず①もしくは②を行う。

①親族の同席を求める。

②親族の同席が出来なかった場合には、保険契約者へ証券が到着する頃を見計らい、保険募集をおこなった者以外の者（使用人登録届出済者）がご契約者に対して契約御礼の電話を実施し、その際に、証券記載内容に相違がないかどうかの確認を行う事とする。

※親族の同席が出来た場合には、同席親族の氏名・生年月日・ご契約者との続柄の連絡先を「個人情報等の取扱いに関する同意書」に記入をしていただく。

以上

文書番号	R-0021
発行者	統括業務管理責任者
制定日	2019年7月1日
改定日	